

健肝発0327第5号 平成31年3月27日

公益社団法人全日本病院協会会長 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課 肝炎対策推進室長 (公 印 省 略)

「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」の一部改正について

標記については、平成14年3月27日健発第0327012号厚生労働省健康局長通知「特定感染症検査等事業について」の別紙「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」に基づき行われているところですが、今般、その一部を改正し、別添のとおり発出いたしましたので、当該事業の円滑な実施にあたり、特段のご協力とご高配をお願いいたします。

(写)

(別添)

健肝発 0 3 2 7 第 3 号 平成 3 1 年 3 月 2 7 日

各 (都 道 府 県 知 事) 保健所設置市市長 ト 別 区 区 長

厚生労働省健康局長 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室長 (公 印 省 略)

「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」の一部改正について

標記については、平成14年3月27日健発第0327012号厚生労働省健康局長 通知「特定感染症検査等事業について」の別紙「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進 事業実施要領」に基づき行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表 のとおり改正し、平成31年4月1日から適用することとしたので通知する。 (別紙)

「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」新旧対照表

改正後	改正前
(別紙) ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領	(別紙) ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領
第1、2 (略)	第1、2 (略)
第3 事業内容 1~3 (略)	第3 事業内容 1~3 (略)
4 陽性者フォローアップ事業 (1) 陽性者のフォローアップ ① 実施方法 ② 対象者 ア 1により、「陽性」又は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者(以下「陽性者」という。) イ (略) ウ その他、市町村や医療機関、 <u>職域で実施する肝炎ウイルス検査(以下「職域の肝炎ウイルス検査」という。)を受けた者</u> などからの情報提供等により把握した陽性者 フォローアップにあたっては、個人情報の取扱いに留意のうえ、必要に応じ都道府県内の市町村や保健所設置市・特別区内の健康増進事業担当部局等と連携を図るとともに、その実施においては、肝疾患診療連携拠点病院や市町村等の適当と認められる実施機関に委託することができる。なお、フォローアップの対象者を市町村等へ情報提供することにより、市町村が実施する健康増進事業における陽性者フォローアップの対象とすることができる。	4 陽性者フォローアップ ① 実施方法 ② 対象者 ア 1により「陽性」又は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者(以下「陽性者」という。) イ (略) ウ その他、市町村や医療機関などからの情報提供等により把握した陽性者フォローアップにあたっては、個人情報の取扱いに留意のうえ、必要に応じ都道府県内の市町村や保健所設置市・特別区内の健康増進事業担当部局等と連携を図るとともに、その実施においては、肝疾患診療連携拠点病院や市町村等の適当と認められる実施機関に委託することができる。、なお、フォローアップの対象者を市町村等へ情報提供することにより、市町村が実施する健康増進事業における陽性者フォローアップの対象とすることができる。

改正後

- (2) 初回精密検査費用及び定期検査費用の助成
- ① 実施方法

(略)

② 対象者

ア 初回精密検査

以下の全ての要件に該当する者

a (略

b 1年以内に本事業における肝炎ウイルス検査<u>若しく</u>は健康増進事業の 肝炎ウイルス検診<u>又は職域の肝炎ウイルス検査</u>において陽性と判定さ れた者

C

(略)

イ 定期検査

(略)

③ 助成対象費用

(略)

④ 助成回数

(略)

- ⑤ 検査費用の請求について
 - ア 初回精密検査
 - a 本事業における肝炎ウイルス検査又は健康増進事業の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者の場合

 対象者は、別紙様式側 4 − 1 / 5 トス誌求書に、医療機関の領収書、診療

対象者は、別紙様式例 4 <u>- 1</u> による請求書に、医療機関の領収書、診療明細書及び肝炎ウイルス検査の結果通知書を添えて、都道府県知事に請求するものとする。

b 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

対象者は、別紙様式例4-1による請求書に、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査の結果通知書、別紙様式例4-2による職域の肝炎ウイルス検査を受けたことについての証明書(以下「職域検査受検証明書」という。)(対象者が保有している場合に限る。)及び(1)の陽性者のフォローアップ又は健康増進事業における陽性者フォローアップの同意書(これらのフォローアップの同意をしていない場合に限る。)を添えて、都道府県知事に請求するものとする。

都道府県は、対象者からの請求に職域検査受検証明書の添付がなく、対象者が職域の肝炎ウイルス検査を受けたことを確認できない場合は、対象者本人の同意を得て、別紙様式例4-3により医療機関に照会を行い、及び医療機関から回答を受けることができる。

改正前

- (2) 初回精密検査費用及び定期検査費用の助成
- ① 実施方法

(略)

② 対象者

ア 初回精密検査

以下の全ての要件に該当する者

a (略)

b 1 年以内に本事業における肝炎ウイルス検査又は健康増進事業の肝炎 ウイルス検診において陽性と判定された者

(略)

イ 定期検査・

(略)

③ 助成対象費用

(略)

4) 助成回数

(略)

⑤ 検査費用の請求について

ア 初回精密検査

対象者は、別紙様式例4による請求書に、医療機関の領収書、診療明細書及び肝炎ウイルス検査の結果通知書を添えて、都道府県知事に請求するものとする。

改正後

イ 定期検査

- (ア)対象者は、別紙様式例4<u>-4</u>による請求書に、医療機関の領収書、 診療明細書、申請者が属する住民票上の世帯のすべての構成員(以下 「世帯構成員」という。)の住民票の写し、次項に定める課税等証明書 等及び別紙様式例5による医師の診断書を添えて、都道府県知事に請 求するものとする。
- (イ)自己負限度額階層区分の認定に係る課税等証明書等の提出について a 別表による自己負担限度額階層区分の甲に当たる場合、世帯構成 員に係る市町村民税課税証明書等を提出するものとする。一方、乙に あたる場合は、世帯構成員の住民税非課税証明書を提出するものとす ス

ただし、申請者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険 上の扶養関係にない者(配偶者以外の者に限る。)については、別紙 様式例7による市町村民税額合算対象除外希望申請書に基づき、世帯 構成員における市町村民税課税年額の合算対象から除外することを認 めることができるものとする。

- <u>b</u> 市町村民税課税年額の算定に当たっては、次に定めるところによるものとする。
- (a) 平成24年度以降分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、「控除廃止の影響を受ける制度等(厚生労働省健康局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」(平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長通知)により計算を行うものとする。
- (b) 平成30年度以降分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、 市町村民税所得割の納税義務者が地方自治法(昭和22年法律第6 7号)第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する 場合については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正す る法律(平成29年法律第2号)第1条による改正前の地方税法に 規定する市町村民税所得割の標準税率(6%)により算定を行うも のとする。

改正前

イ 定期検査

- (ア)対象者は、別紙様式例4による請求書に、医療機関の領収書、診療明細書、申請者が属する住民票上の世帯のすべての構成員(以下「世帯構成員」という。)の住民票の写し、次項に定める課税等証明書等及び別紙様式例5による医師の診断書を添えて、都道府県知事に請求するものとする。
- (イ) 自己負担限度額階層区分の認定に係る課税等証明書等の提出について 別表による自己負担限度額階層区分の甲に当たる場合、世帯構成員に 係る市町村民税課税証明書等を提出するものとする。一方、乙にあたる 場合は、世帯構成員の住民税非課税証明書を提出するものとする。

ただし、申請者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の 扶養関係にない者(配偶者以外の者に限る。)については、別紙様式例 7による市町村民税額合算対象除外希望申請書に基づき、世帯構成員に おける市町村民税課税年額の合算対象から除外することを認めることが できるものとする。

(新規)

なお、平成24年度以降分の市町村民税課税年額の算定に<u>あ</u>たっては、「控除廃止の影響を受ける制度等(厚生労働省健康局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」(平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長通知)により計算を行うものとする。

(新規)

改正後	改正前
(c) 平成30年9月以降において、申請者を含む世帯構成員のいずれかが、 未婚のひとり親として、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と 死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明 らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母と	(新規)
なつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に 同号イに該当することとなる者又は同項第12号中「妻と死別し、若し くは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者 で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子で あつて、別に婚姻していないもの」と読み替えた場合に同号に該当する	\$~ <i>'</i>
こととなる者であるときは、その者を同項第11号イに定める寡婦又は 同項第12号に定める寡夫とみなして、同法第295条第1項の規定に より当該市町村民税が課されないこととなる者として、又は同法第31 4条の2第1項第8号の規定による寡婦控除及び寡夫控除並びに同条第 3項の規定による特別寡婦控除が適用された場合の所得割額を用いるこ ととして、算定を行うことができるものとする。	
(ウ) (略) ⑥ 検査費用の支払いについて (略)	(ウ) (略) ⑥ 検査費用の支払いについて (略) 第4 実施に当たっての留意事項
第4 実施に当たっての留意事項 (略)	(略)

					,
(略)		(別表)		(略)	
【様式例1)~(別紙様式例3) (略)		(別紙様式例 1))~(別紙様式例:	3) (略)	
(別紙様式例4-1) 肝炎検査費用請求書(初回精 ○○○知事 殿 肝炎検査(初回精密検査)に要した費用を下記のとおり 請求者氏名: フリガナ 性別 対象者氏名 一	年月日 ウ請水します。 円 日 生 年月日 年 月日 年 月日 東 日 東	○○ 知事 「一	度用請求書(初回精報 の	定)に要した費用を下記請求金額: 請求金額: 請求者氏名。 性別 男女	年月日 のとおり請求します。 円 和 生 年月日 年 月日

改正後	•	改正前	
		(*r+P)	
(別紙様式例4-2)		(新規)	
職域検査受検証明書			
下記の者について、当機関において、職域で実施する肝炎ウイルス検査を受け たことを証明します。			
證			
<u> </u>			
<u>檢 </u>			
※ 検査番号には、検査結果通知事に記載された個人磁別番号を記載する。検査番号に代えて、住所、性別及び生年月日を記載することができる。 ※ 氏名は、記載を省略することができる。ただし、検査番号に代えて住所等を記載する場合を除る。 ※ 検査日は、記載を省略することができる。	•		
年月日			!
医療機関名: 印			
<u>電話番号:</u>			
※ 本証明含は、職域で実施する肝炎ウイルス検査において陽性と判断された方が都道府県 に初回精密検査費用の助成を請求する際に、添付含類として必要となるものです。 ※ 初回特密検査費用の助成を受けるには、お住まいの都道府県又は市町村が行う医療機関 受診状況のフォローアップに同意していただくことが必要となります。初回特密検査費用 の助成について詳しくは、お住まいの都道府県の肝炎対策担当部署にお問い合わせ下さい。			

改正後			改正前
		•	4-
		(新規)	
<u>(別紙様式例4-3)</u> (医療機関名) 御中			
職域での肝炎ウイルス検査の実施に関する照会について			
下記の者について、〇〇都道府県において肝炎ウイルスに係る初回精密検査費用の助成を 行うに当たり必要であるため、下記の者が貴機関において、職城で実施する肝炎ウイルス検 査を受けたかどうかについて照会しますので、下記の回答網に記入の上、返信して下さいま			
すようお願いします。 <u> たお、本照会に貴機関が回答することについては、本人の同意を得ています。</u> (注) 下記の者が職域で実施する肝炎ウイルス検査を受けたかどうかについて、下記の者の職場等に 照会しないで下さい。		·	
起			
フリガナ 性別 生年月日 氏名 男女 年月日生 住所 デー		•	
検査日 作月日 年月日			
OO県□□部△△際 <u>担当者</u> :			
 			
<u>年 月 日</u> <u>医療機関名:</u>	-	·.	
担当部界・担当者: 所 在 地 :			
電話番号:	-		

•			(新規)
_(別紙様式	大例 4 一 4)		
肝	- 炎檢査費用請求書 (定期檢查) (年度 回目)		
	年 月 (
<u>000%13</u>			
肝炎檢	<u> 在(定期検査)に要した費用を下記のとおり請求します。</u>		
フリガナ	請求者氏名: 印 性 別 生 年 月 日	_	
对象者氏名	<u> </u>	┪┃	
	II	1	
生	双括新号 ()		
	被保険者	7) '	
加入医療	保険種別 終・組・共・国・技 被保険者証 の記号・番号	7 -	
<u> </u>	<u>被保険者証</u>	1	
`	还 行機関名		
	フリガナ		
	<u> </u>	-	~
振込口座	<u>企融機関名</u>		
	口座種別 口座番号	1	
	・以前に定期検査費別の支払いを受けた場合、又は1年以内に肝炎治療特別促進事業 医師の診断許を提出した場合(慢性肝炎から肝硬変への移行など射態に変化があった	1	,
	場合は除く。) ・医師の診断背以外のものであって、都道府県が定める方法で病療を確認できる場合	_	
<u>省略評額</u> (レ回)	□ 医師の診断者 ・同一年度内で、2回目の中部又は肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付の後本中3	, 	
-	を行う際に、以前の中部時と同様の内容の書類である場合 □ 生養構成員の住民票の等し	*	
	□ 他帶榜成員の運視等証明許等又は住民党非課稅証明許 □ 員町村民税和合筑対象除外希望中制造		
	61とは、単純者が試する温泉器上の供抗のすべての構成月のことをいいます。 3の機関の刺収む、非数別調金、世帯特成月の住民業の多し、延春構成月のな役等証明を等(必要により重		
亚科氏段综合	算針集除外衛閉車精裁)又は作業異称轉換調用者,及び医師の診断書を流針してください。なお、上記要性		
	合 <u>は、後当古町を省野することができます。</u> よっては、遊祝団和恋や遊販恵に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。		, s
様式例に) ~ (別紙様式例 7)		(別紙様式例5)~(別紙様式例7)
コポンリワリン	(略)		(略)

(参考:改正後全文)

ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について

健肝発0331第1号 平成26年3月31日 最終一部改正 健肝発0327第3号 平成31年3月27日

(別紙)

ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領

第1 事業目的

この事業は、利用者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施することにより肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談や啓発及び陽性者のフォローアップにより早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。

第2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、次のとおりとする。

1 第3の1~3及び4の(1)の事業

都道府県、政令市(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。)及び特別区

2 第3の4の(2)の事業 都道府県

第3 事業内容

- 1 肝炎ウイルス検査
- (1) 実施方式

保健所又は委託医療機関等(地域の医師会等の理解と協力を得て、医療機関等を選定。) において実施。

また、保健所及び医療機関以外の検査会場においても、当該検査を実施することができるものとする。

ただし、この場合は、採血等の実施に必要な条件を満たすこと。

なお、保健所以外の検査会場における検査事業に要した費用については、検査受検者からは徴収しないこととする。

(2) 対象者

本検査の受検を希望する者とする。

ただし、過去に本検査を受けたことがある者、医療保険各法その他の法令に基づく保健事業等のサービスを受ける際に、合わせて当該肝炎ウイルス検査に相当する検査を受けた

者又は当該検査を受けることを予定している者若しくは健康増進事業の対象者について は除くものとするが、結果的に受けられなかった者又は再検査の必要性のある者について は、この限りではない。

(3) 肝炎ウイルス検査の実施

肝炎ウイルス検査の項目は、B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査とする。

① HBs抗原検査 凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

② HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること。

- ③ HCV核酸増幅検査 HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。
- ④ HCV抗体の検出 HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検 査方法を用いること。本検査は省略することができる。
- (4) 肝炎ウイルス検査の結果の判定(別紙参照)
- ① HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。 ただし、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

② HCV抗体検査

ア HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定。

イ HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うこと。

ウ 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

③ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して、核酸増幅検査を行い、HCV-RNAの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

⑤ HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いて、HCV抗体の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。陽性を示す場合は、HCV抗体検査を必ず行うこと。陰性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに

感染している可能性が低い」と判定。

なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師に よって行われるものであること。

(5) 指導区分

HBs抗原検査において「陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者については、医療機関での受診を勧奨する。

HBs抗原検査において「陰性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者については、検査結果と検査日を記録しておくことを勧奨する。

(6)検査の結果

検査の結果については、別紙を参考として指導区分を付し、受診者に速やかに通知する。

2 B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談事業

医師等により、肝炎又は肝炎ウイルス検査に関する相談を行うものとする。

3 職域検査促進事業

(1) 実施方法

職域での健康診断を実施する保険者(協会けんぽ等)(以下「保険者」という。)や肝炎ウイルス検査を実施する医療機関(以下「検診機関」という。)の協力を得て、以下①又は②により肝炎にかかる啓発若しくは肝炎ウイルス検査への勧奨を行うものとする。

この場合、保険者や検診機関と実施方法について協議の上、肝炎ウイルス検査の個別 勧奨のための資材等の提供、若しくは同等の効果を得られると考えられる啓発用資材の 提供を行うものとする。この際、必要と認められれば、保険者や検診機関に対し当該内 容を委託することができる。

併せて、資材等の提供又は委託を行った保険者、検診機関に対しては、以下③により報告を受けるものとする。

① 全国健康保険協会(以下「協会けんぽ」という。)等の場合

協会けんぽ等(各都道府県の協会けんぽ支部、国民健康保険組合、等)が行う肝炎ウイルス検査の実施に際して、加入する事業所の従業員等に対する肝炎対策への理解浸透、及び肝炎ウイルス検査への受検を促すよう、検診機関又は加入事業所を通じて肝炎にかかる啓発若しくは肝炎ウイルス検査への勧奨を行うものとする。

② 健康保険組合等の場合

健康保険組合等が実施する職域健診等において、検診機関による肝炎ウイルス検査の実施に際して、加入する事業所の従業員等に対する肝炎対策への理解浸透、及び肝炎ウ

イルス検査への受検を促すよう、検診機関又は加入している健康保険組合等を通じて肝炎にかかる啓発若しくは肝炎ウイルス検査への勧奨を行うものとする。

③実施状況の取りまとめ

上記①及び②により実施する場合、別紙様式例 1 により報告がなされるよう協力を求めるものとする。この際、勧奨を行った者の動向の把握が困難であれば、啓発又は勧奨を行った事業所など一定の範囲を区切って報告を求めるなど、工夫されたい。

(2) 対象者

啓発の対象は、事業所の従業員とする。ただし、効率等を勘案して事業所毎に行うなど 計画的に実施されたい。

また勧奨の対象は、基本的に、過去、肝炎ウイルス検査を受けていない者とするが、この際、当検査を受けているか不明である場合は、可能性のある者まで幅広く勧奨することも可とする。

(3)留意点

上記の実施においては、肝疾患診療連携拠点病院からの協力を得て、適切な情報が提供されるよう留意されたい。また、「肝炎患者等支援対策事業」又は「肝炎情報センター戦略的強化事業」に定める事業を活用し、必要に応じて事業所の従業員に対する説明を併せて実施するなど本事業の効果が上がるよう工夫されたい。また、必要であれば、自治体が行う肝炎ウイルス検査の案内を行うなど、希望する者が当検査を受けられるよう配慮されたい。また、(1)③による報告の際、外部に個人が特定されるようなことが無いよう、取扱いについて留意するとともに、必要により保険者や検診機関など関係者と協議されたい。

なお、肝炎ウイルス検査の勧奨にあたっては、自主的な受診を促す形で行うとともに、 必要によっては検査希望者を募るなど各者の意向に沿った対応が図られるよう留意され たい。

4 陽性者フォローアップ事業

(1) 陽性者のフォローアップ

① 実施方法

都道府県等が、別紙様式例2による同意書等により肝炎ウイルス検査の前または後で本人の同意を得ている対象者に対し、別添様式例3による調査票を年1回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認するとともに、未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨する。

② 対象者

ア 1により、「陽性」又は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と 判定された者(以下「陽性者」という。)

イ(2)の検査費用の請求により把握した陽性者

ウ その他、市町村や医療機関、職域で実施する肝炎ウイルス検査(以下「職域の肝炎ウイルス検査」という。)を受けた者などからの情報提供等により把握した陽性者

フォローアップにあたっては、個人情報の取扱いに留意のうえ、必要に応じ都道府県内の市町村や保健所設置市・特別区内の健康増進事業担当部局等と連携を図るとともに、その実施においては、肝疾患診療連携拠点病院や市町村等の適当と認められる実施機関に委託することができる。

なお、フォローアップの対象者を市町村等へ情報提供することにより、市町村が実施する健康増進事業における陽性者フォローアップの対象とすることができる。

- (2) 初回精密検査費用及び定期検査費用の助成
- ① 実施方法
 - ア 対象者が保険医療機関(健康保険法(大正11年法律第70号)に規定する保険医療機関をいう。)において初回精密検査又は定期検査を受診し、医療保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。)又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を交付する。
 - イ 前項の金額は、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法 律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額 の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療 に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額とする。

ただし、②のイに該当する者については、1回につき、次のaに規定する額からbに規定する額を控除した額とする。

- a 医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額
- b 別表に定める自己負担限度額

この際、別表甲又は乙に該当するかについては、⑤イ(イ)により申請者から提出された課税等証明書等により確認するものとする。なお、別表に該当しない場合、 又は当該控除した額が零以下となる場合には、助成は行わない。

② 対象者

ア 初回精密検査

以下の全ての要件に該当する者

- a 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に 関する法律の規定による被保険者
- b 1年以内に本事業における肝炎ウイルス検査若しくは健康増進事業の肝炎ウイルス検診又は職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
- c (1)の陽性者のフォローアップに同意した者

なお、健康増進事業における陽性者フォローアップに同意している者も対象とすることができる。

イ 定期検査・

以下の全ての要件に該当する者

- a 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- b 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者(治療後の経過観察を含む)
- c 住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税(所得割)課税年額が 235,000 円 未満の世帯に属する者
- d (1)の陽性者のフォローアップに同意した者 なお、健康増進事業における陽性者フォローアップに同意している者も対象とす ることができる。
- e 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者

③ 助成対象費用

ア 初回精密検査

初診料 (再診料)、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として都道府 県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

- a 血液形態・機能検査(末梢血液一般検査、末梢血液像)
- b 出血・凝固検査(プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間)
- c 血液化学検査 (総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、 ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD)
- d 腫瘍マーカー (AFP、AFP-L3%、PIVKA-Ⅱ半定量、PIVKA-Ⅱ 定量)
- e 肝炎ウイルス関連検査(HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBV ジェノタイプ判定等)
- f 微生物核酸同定·定量検査(HBV核酸定量、HCV核酸定量)
- g 超音波検査(断層撮影法(胸腹部))

イ 定期検査

初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料及び上記の検査に関連する費用として都道府 県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

なお、肝硬変・肝がん(治療後の経過観察を含む)の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。

また、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とする。

④ 助成回数

初回精密検査、定期検査の助成回数は次のとおりとする。

ア 初回精密検査

1回

イ 定期検査

1年度2回(アの検査を含む)

⑤ 検査費用の請求について

ア 初回精密検査

a 本事業における肝炎ウイルス検査又は健康増進事業の肝炎ウイルス検診において 陽性と判定された者の場合

対象者は、別紙様式例4-1による請求書に、医療機関の領収書、診療明細書及び 肝炎ウイルス検査の結果通知書を添えて、都道府県知事に請求ずるものとする。

b 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

対象者は、別紙様式例4-1による請求書に、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査の結果通知書、別紙様式例4-2による職域の肝炎ウイルス検査を受けたことについての証明書(以下「職域検査受検証明書」という。)(対象者が保有している場合に限る。)及び(1)の陽性者のフォローアップ又は健康増進事業における陽性者フォローアップの同意書(これらのフォローアップの同意をしていない場合に限る。)を添えて、都道府県知事に請求するものとする。

都道府県は、対象者からの請求に職域検査受検証明書の添付がなく、対象者が職域の肝炎ウイルス検査を受けたことを確認できない場合は、対象者本人の同意を得て、別紙様式例4-3により医療機関に照会を行い、及び医療機関から回答を受けることができる。

イ 定期検査

- (ア)対象者は、別紙様式例4-4による請求書に、医療機関の領収書、診療明細書、申請者が属する住民票上の世帯のすべての構成員(以下「世帯構成員」という。)の住民票の写し、次項に定める課税等証明書等及び別紙様式例5による医師の診断書を添えて、都道府県知事に請求するものとする。
- (イ) 自己負担限度額階層区分の認定に係る課税等証明書等の提出について
 - a 別表による自己負担限度額階層区分の甲に当たる場合、世帯構成員に係る市町村民税課税証明書等を提出するものとする。一方、乙にあたる場合は、世帯構成員の住民税非課税証明書を提出するものとする。

ただし、申請者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者(配偶者以外の者に限る。)については、別紙様式例7による市町村民税額合算対象除外希望申請書に基づき、世帯構成員における市町村民税課税年額の合算対象から除外することを認めることができるものとする。

- b 市町村民税課税年額の算定に当たっては、次に定めるところによるものとする。
 - (a) 平成24年度以降分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、「控除廃止の影響を受ける制度等(厚生労働省健康局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」(平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長通知)により計算を行うものとする。
 - (b) 平成30年度以降分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、市町村民税

所得割の納税義務者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する場合については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条による改正前の地方税法に規定する市町村民税所得割の標準税率(6%)により算定を行うものとする。

- (c) 平成30年9月以降において、申請者を含む世帯構成員のいずれかが、未婚のひとり親として、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当することとなる者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合に同号に該当することとなる者であるときは、その者を同項第11号イに定める寡婦又は同項第12号に定める寡夫とみなして、同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者として、又は同法第314条の2第1項第8号の規定による寡婦控除及び寡夫控除並びに同条第3項の規定による特別寡婦控除が適用された場合の所得割額を用いることとして、算定を行うことができるものとする。
- (ウ)対象者は申請の際、上記(ア)及び(イ)によらず、以下要件に該当する場合は、 以下に掲げる書類を省略することができる。
 - a 医師の診断書

以下のいずれかに該当する場合。なお、(a)、(b)については慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった場合を除く。

- (a) 以前に同じ都道府県知事から定期検査費用の支払いを受けた場合
- (b) 1年以内に肝炎治療特別促進事業の申請において医師の診断書を提出した場合
- (c) 医師の診断書以外のものであって、都道府県が定める方法で病態を確認できる場合。ただし、都道府県が別紙様式例6により当該確認方法について厚生労働省に事前に申請し、応諾された場合においてのみ、診断書の代わりとできるものとする。
- b 世帯構成員の住民票の写し、世帯構成員の課税等証明書等又は住民税非課税証 明書、市町村民税額合算対象除外希望申請書

以下に該当する場合において、従前に都道府県知事へ提出した書類と同様の内容である場合。なお、いずれも同一年度内で同じ都道府県知事に対し行われる場合とする。

(a) 1回目の定期検査費用の助成を受けた場合

- (b) 肝炎治療特別促進事業による肝炎治療受給者証の交付を受けた場合
- ⑥ 検査費用の支払いについて

都道府県知事は、請求を受けたときは、その内容を審査して支払額を決定し、速やかに 支払うものとする。

第4 実施に当たっての留意事項

本事業の企画及び立案に当たっては、事業を効率的、効果的に実施するため、関係機関等と連携を密にし、地域の実情に応じた事業の推進に努めること。

また、検査等の実施に際しては、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮すること。

(別表)

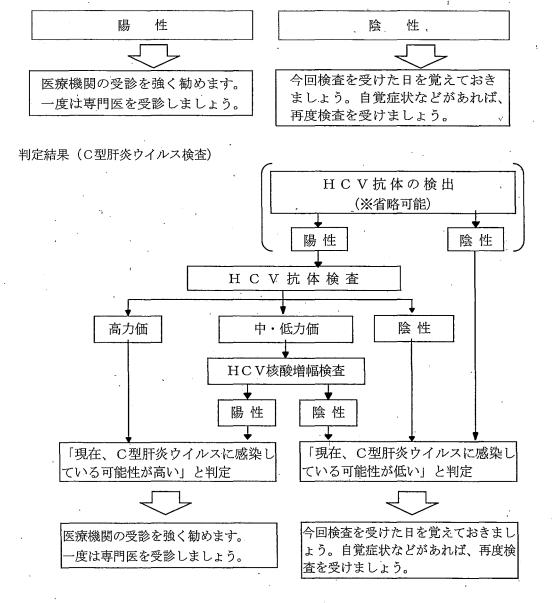
定期検査費用の助成における自己負担限度額表

	階層区分	自己負担限度額 (1回につき)				
		慢性肝炎	肝硬変肝がん			
甲	市町村民税 (所得割) 課税年額が 235,000円未満の世帯に属 する者	2,000円	3,000円			
Z	住民税非課税世帯に属する者	O円	0円			

(別紙)...

<参考>

判定結果 (HBs抗原検査)



<注意事項>

HBs抗原検査が陰性となった場合にも、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

また、日常生活の場では、C型肝炎ウイルス(HCV)に感染することはほとんどないことがわかっています。したがって、毎年くり返してC型肝炎ウイルス検査を受けなくても、現在のところ、上図に示す手順を踏んだ検査を1回受ければよいとされています。なお、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された場合でも、C型肝炎ウイルス(HCV)以外の原因による肝炎になる可能性があること、検査後新たにC型肝炎ウイルス(HCV)に感染する場合(きわめてまれとされています。)があること、検査による判定には限界があることなどもありますので、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

(別紙様式例1)

職域検査促進事業における実施状況報告

報告者名称 連絡先住所、電話番号

年度)

			•			•	, (年度)
事項		報告内	习容					備考	
実施対象	保険者名				-				
	(事業所名)								
	(検診機関名)	:	_						
肝炎の啓発実施	実施の可否	実施	/	実施	してい	ない			
	啓発対象者数				人				
	実施方法	(資料配	付、貳	说明会、	他)	•	•		
				4					
肝炎ウイルス検	実施の可否	実施	/	実施	してい	ない		-	
査の勧奨	実施期間	年	月	~	年	月			
	勧奨実施者数				人				
肝炎ウイルス検	実施期間	年	月	\sim	年	月		•	
査の受診者等	受診者数				人				
	陽性者数				人	·		,	
,									

(注) 啓発、勧奨を実施した範囲に応じて作成するものとする。この際、各人員については、 報告可能な範囲で記載するものとし、注記すべき点があれば備考欄に記載のこと。

(別紙様式例2)

肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書

肝炎に感染した場合、自覚症状がないまま病気が進行し、慢性肝炎、肝硬変、肝がんへと 重症化する可能性があります。

そのため、すぐに治療の必要がない場合でも、定期的に医療機関を受診し、ご自身の状態 を確認することが重要です。

○○(都道府県・市区町村)では、肝炎ウイルス陽性者の方に対するフォローアップ事業を行っています。

フォローアップ事業へご参加いただいた場合、年1回調査票をお送りして、医療機関の受 診状況や治療内容を確認させていただきます。

また、必要に応じて電話等でご連絡を差し上げる場合があります。

本事業にご参加いただいた方には、随時必要な相談支援を行うほか、肝疾患治療の最新情報や相談会・講習会等のご案内を差し上げます。

なお、本事業で入手した個人情報につきましては、本事業の中でのみ使用し、その他の目的に用いることはありません。

下記のいずれかにチェックをつけて、必要事項をご記入の上、ご提出ください。

	フォローアップに同意する
--	--------------

	フォロ) ~ I	ᆇ	2~) .
1 1	/ F7	~ r	*** /	/ ₁ .′ □		701/
	/ // 🗠		') /	V ← I ⊢ J		' A V '

氏名(自署):		·	性	:別:	<u>男</u> _	•	<u>_女</u>	
				•				
生年月日:	年	月日	電話番号:			<u> </u>		
	·							,
住 所・〒								

【同意書の提出先及びお問い合わせ先】

〒○○○-○○○ ○○県○○市○○町○-○-○

○○ (都道府県・市区町村) ○○部○○課 (TEL ○○-○○-○○○)

全日本病院協会 医療行政情報 https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

(別紙様式例3)

医療機関の受診状況等に関する調査票

	本調査は、〇〇(都道府県・市区町村)肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業に参
	加いただいた方を対象に、医療機関の受診状況や治療内容を確認し、必要な相談支援を
	行うことを目的に年1回実施しております。
	調査のご回答を受けて、当方からお問い合わせをさせていただく場合があります。
	なお、個人情報及び回答内容につきましては、本事業の中でのみ使用し、その他の目
	的に用いることはありません。
	ご協力のほどよろしくお願いいたします。
	·
	【本調査に関するお問い合わせ先】
ľ	○○ (都道府県・市区町村) ○○部○○課 (TEL ○○-○○-○○)
	【肝炎に関するご相談窓口】
	○○病院肝疾患相談センター (TEL ○○一○○一○○○○)
胆	引1 過去1年以内に肝臓の病気に関して医療機関を受診しましたか。
	□ はい(直近の受診日: 年 月ころ 医療機関名:)
	□ いいえ(受診をしていない理由:)
ŢĖ	32 (問1で「はい」と回答した場合)差し支えなければ、説明を受けた病状を教えて
	下さい。
	□ 無症候性キャリア (B型肝炎ウイルス・C型肝炎ウイルス)
	□ 慢性肝炎 (B型肝炎ウイルスによる・C型肝炎ウイルスによる)
	□ 肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる・C型肝炎ウイルスによる)
	口 肝がん (B型肝炎ウイルスによる・C型肝炎ウイルスによる)
	□ その他()
1	月3 (問1で「はい」と回答した場合)現在の治療状況と今後の予定を教えて下さい。
	□ 肝臓病の治療を現在受けている。または今後受ける予定である。
	★差し支えなければ、治療内容を教えて下さい。
	□ インターフェロン治療
	□ 核酸アナログ製剤治療
	□ その他()
	□ 肝臓病の治療は受けていない。または今のところ治療の予定はない。
	→ 今後の予定をご回答ください。
	□ 経過観察(次回の受診目安: ころ)
	□ その他()
Ī	月4 その他、ご意見やご質問などありましたら、ご記載ください。
Ą	3名前(または I D): 記載年月日: 年 月 日
~	- H 113 / O: 1 C 1 O: 2 D 7 . H - H - H - H - H - H - H - H - H - H

(別紙様式例4-1)

肝炎検査費用請求書(初回精密検査)

請求全額:

年 月 日

Ш

〇〇〇知事 殿

肝炎検査(初回精密検査)に要した費用を下記のとおり請求します。

•		請求者」		· <u></u> 即
フリガナ			性別	生年月日
対象者氏名			男女	年 月 日生
住所	〒 一	(.) .		
	被保険者 氏 名		請求者との続権	万
加入医療	保険種別	協・組・共・国・後	被保険者の記号・番	1
保険	被保険者証 発行機関名			
	所在地			
	フリガナ.	,		·
	口座名義	·		
振込口座	金融機関名		店舗名	名
	口座種別	, .	口座番号	
職域の肝炎ウ イルス検査を 受けた場合の 医療機関への 照会(レ印)	認するため たかどうか	必要があるときは、上記 について、添付の肝炎り	己対象者が職場 ウイルス検査網	る肝炎ウイルス検査を受けたことを確 或で実施する肝炎ウイルス検査を受け 結果通知書又は職域検査受検証明書に ら回答を受けることに同意します。

- ※ 「職域の肝炎ウイルス検査を受けた場合の医療機関への照会」の欄には、対象者本人が同意する場合にレ印を記入して ください。
- ※ 本請求書に医療機関の領収書、診療明細書及び肝炎ウイルス検査の結果通知書を添付してください。
- ※ 職域で実施する肝炎ウイルス検査を受けた場合は、職域検査受検証明書(保有している場合に限る。)及び陽性者フォローアップの同意書(同意をしていない場合に限る。)も添付してください。
- ※ 医療機関によっては、診療明細書等に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。

https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

(別紙様式例4-2)

職域検査受検証明書

下記の者について、当機関において、職域で実施する肝炎ウイルス検査を受け たことを証明します。

記

氏			名	:	•		
			##				
検	查	番	号	:			
検	<u>1</u>	<u> </u>	· 日	:	 年	月	
検る		見诵 统	田田	:	年	月	Е

- ※ 検査番号には、検査結果通知書に記載された個人識別番号を記載する。検査番号に代えて、住所、性別及び生年月日を記載することができる。
- ※ 氏名は、記載を省略することができる。ただし、検査番号に代えて住所等を記載する場合を除く。
- ※ 検査日は、記載を省略することができる。

年 月 日

医療機関名:	 ———
所在地:	
電話番号:	. •

(注)

- ※ 本証明書は、職域で実施する肝炎ウイルス検査において陽性と判断された方が都道府県 に初回精密検査費用の助成を請求する際に、<u>添付書類として必要</u>となるものです。
- ※ 初回精密検査費用の助成を受けるには、お住まいの都道府県又は市町村が行う医療機関 受診状況のフォローアップに同意していただくことが必要となります。初回精密検査費用 の助成について詳しくは、お住まいの都道府県の肝炎対策担当部署にお問い合わせ下さい。

			/admin	

(別紙様式例4-3)

(医療機関名) 御中

職域での肝炎ウイルス検査の実施に関する照会について

下記の者について、〇〇都道府県において肝炎ウイルスに係る初回精密検査費用の助成を行うに当たり必要であるため、下記の者が貴機関において、職域で実施する肝炎ウイルス検査を受けたかどうかについて照会しますので、下記の回答欄に記入の上、返信して下さいますようお願いします。

なお、本照会に貴機関が回答することについては、本人の同意を得ています。

(注) 下記の者が職域で実施する肝炎ウイルス検査を受けたかどうかについて、下記の者の職場等に 照会しないで下さい。

記

フリガナ		性別	生 年 月 日
氏 名		男女	年. 月 日生
住 所	〒 − :		
検査日	年 月 日	検査結果通知日	年 月 日

年	月日
	○○県□□部△△課 担当者:
	所 在 地:
<医療機関回答欄>	電話番号:
※ 以下のいずれかにチェックの上、近 □ 上記の者は、当機関で職域で実施	図信して下さい。 値する肝炎ウイルス検査を受けた者と認めます。
□ 上記の者は、当機関で職域で実施	でする肝炎ウイルス検査を受けた者と認められません。
· 年	月 日
	医療機関名:
	担当部署・担当者:
	所在地:
•	電話番号:

(別紙様式例4-4)

肝炎検査費用請求書(定期検査)(

○○○知事 殿

肝炎検査(定期検査)に要した費用を下記のとおり請求します。

			請求金額	頁:		円
	•		請求者日	6名:		· ·
・フリガナ	**************************************		and the second deposit of the suppletes a suppletes a suppletes and the suppletes an	性	別	生年月日
対象者氏名				男	女	年 月 日生
住 所	電話番号	()	-		
	被保険者 氏 名			لح	水者の続柄	,
加入医療	保険種別	協・組・共	・国・後		保険者 3号・番	
保険	被保険者証 発行機関名			•		
	所在地					
•	フリガナ		•			
•	口座名義		· .			
振込口座	金融機関名				店舗名	3
·.	.口座種別			口)	座番号	
省略書類	医師の診断 場合は除く ・医師の診断	書を提出した。)	:場合(慢性	生肝炎:	から肝硬	は1年以内に肝炎治療特別促進事業で 更変への移行など病態に変化があった 定める方法で病態を確認できる場合
(レ印)			申請又は原	干炎治	 麼特別促	足進事業の受給者証の交付の後本申請
		、以前の申請		の内容	の書類、	である場合
	1	成員の住民票 成員の課税等		77 1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	무관관	====================================
	1	成員の課代 民税額合算対				味你证 的音
※ 「卅年株代	コーレけ 由語者:					- 1. +.1 \ \ \- \-

- ※ 本請求書に医療機関の領収書、診療明細書、世帯構成員の住民票の写し、世帯構成員の課税等証明書等(必要により市 町村民税額合算対象除外希望申請書)又は住民税非課税証明書、及び医師の診断書を添付してください。なお、上記要件 に該当する場合は、該当書類を省略することができます。
- ※ 医療機関によっては、診療明細書や診断書に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。

/www.aiha.or.ip/topics/	

(別紙様式例5)

定期検査費用の助成に係る医師の診断書

フリガナ		性別	生 年 月	日·	
患者氏名		男女		年 月	日生
住 所	T . —				
.)	電話番号	(),	
肝炎ウイル。スマーカー	該当する項目にチェックをし ※抗ウイルス治療後の場合は、治療			記載してもよ	いです。
,	□ B型肝炎ウイルスマーカー □ C型肝炎ウイルスマーカー				/-DNA 陽性) /-RNA 陽性)
診断	該当する診断名にチェックし ※各病態の治療後の場合は、「その他		-	的に記載して	てください。
	□ 慢性肝炎 □ 肝硬変 □ 肝がん □ その他 (·)
その他 記載すべき 事項					
上記のと	こおり診断します。 記載:	年月日	年	月 日	
医療機関名	召及び所在地				
医師氏名					印
				,	

※「診断」欄の「その他」は、抗ウイルス療法による治療を受けた後で経過観察を行っているなどの 場合に記入する。

(別紙様式例6)

医師の診断書に代わる方法としての事前協議申請書

年 月 日

厚生労働省 健康局がん疾病対策課 肝炎対策推進室長 殿

定期検査の申請に必要な医師の診断書に代わる病態の確認方法として、下記の通り事前協議を申請します。

代替方法の	※ 代替方法に記載されている内容やその作成者等について記載してください。
具体的な内	
容	
•	
代替方法と	※ 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者(治療後
しての妥当	の経過観察を含む)を確認することができる、と判断する根拠を記載してく
性	ださい。
-	
その他特記	
事項	
尹快	
\•/	
	あたっては、代替方法の内容が具体的に分かるような見本等の参考資料を添付し
てください	` o
·	

都道府県名 ○○衛生主幹部(局)

○○課長

担当者:〇〇 連絡先:〇〇

(別紙様式例7)

定期検査費用の助成における市町村民税額合算対象除外希望申請書

(市町村民税額合算対象除外希望者・記載欄)

下記の者については、申請者本人との関係において配偶者に該当せず、かつ、申請者及びその配偶者との関係において相互に地方税法上・医療保険上の扶養関係にない者であるため、所得階層区分認定の際の市町村民税額の合算対象から除外することを希望します。

記

除外希望者氏名(フリガナ)

申請者氏名(フリガナ)

印